

関西宮城県人会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、関西宮城県人会と称し、事務局は別に定める。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親交を図り、郷土の発展に寄与することをもって目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- (1) 会員及びその家族相互の親交を図るための事業の実施
- (2) 全国高校野球選手権大会等郷土代表選手の激励及び応援（関西地区で毎年、定期に開催されるものに限る。）
- (3) 会報（年1回）の発行及び会員名簿の作成
- (4) 関西地区において、宮城県等が開催する物産展及び観光展等の後援
- (5) 本会又は宮城県の発展に寄与する特別な事業の実施
- (6) その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業の実施

第2章 会員

(会員資格)

第4条 本会は、宮城県出身者及びその家族又は縁故者で、関西地区に在住又は事業所、勤務先を持つ者並びに本会の事業に賛助する者をもって組織する。

2 本会に入会しようとする者は、書面又はホームページにより申し込みをするものとする。

(退会)

第5条 会員が本会を退会する場合は、書面により届け出るものとする。

2 会員が会費を2年以上納入せず、本会からの請求にもかかわらず指定された期日までに納入しなかったときは、退会したものとみなすことができる。

(除名)

第6条 会員で会の運営を毀損する行為があったと認められた場合、又は反社会的勢力（その名称にかかわらず、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋及びこれらに準ずるものをいう。）に属する者、またそれに準ずると判断された場合は、役員会の議をもって、これを除名することができる。

第3章 役員

(役員構成)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 常任幹事 若干名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 会計監事 若干名

(役員選任)

第8条 会長及び会計監事は、総会において会員の中から選出する。

2 副会長、常任幹事及び幹事は、会員の中から会長が指名する。

3 事務局長は会長が委嘱する。

4 役員任期は2年とし、重任を妨げない。また、役員に欠員が生じた場合における補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第9条 本会役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長 会務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その任務を代行する。
- (3) 事務局長 本会運営上の事務全般を処理し、会の所有物の管理等を担当する。
- (4) 常任幹事 各部会を分担して業務を企画し、その円滑な運営にあたる。
- (5) 幹事 会長の方針に従って本会の運営にあたる。
- (6) 会計監事 本会の会計を監査し、その状況を総会に報告する。

(相談役等)

第10条 本会に、次の相談役、名誉会長及び参与を置くことができる。

- (1) 相談役 会員の中から有力知名の士を会長が推薦する。
 - (2) 名誉会長 本会の前会長をもって充てる。
 - (3) 参与 役員(会長を除く。)の中から、特に貢献のあった者を会長が推薦する。
- 2 相談役及び名誉会長は、会長の最高諮問機関で、会長の招請によって会議に出席する。
 - 3 参与は、本会に特別の事項が生じた場合に、会長の招請によって会議に出席する。

第4章 会議

(会議)

第11条 本会の会議を分けて総会及び役員会とし、会長が招請する。

- 2 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選任する。
- 3 役員会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 定例総会は、毎年秋期に開催する。ただし、会長が必要があると認めるときは、臨時総会を開催することができる。
- 5 役員会は、事業の実施、予算の執行及び総会議案策定等の審議を行うものとし、必要に応じて随時開催する。
- 6 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(部会)

第12条 本会に次の部会を置く。

- (1) 執行部会 本会の基本的な事項及び特に重要な事項の審議
 - (2) 総務部会 総会及び役員会の開催、渉外関係、経理会計
 - (3) 事業部会 旅行及び同好会等の実施、高校野球激励会等の実施、その他会員の親睦事業の実施
 - (4) 会報部会 会報等の発行及び情報の発信並びに会員の増強
 - (5) 特別部会 記念事業、総会において決議された特別事業及び会長の特命事項の実施
- 2 部会の構成は、次のとおりとする。
 - (1) 執行部会は、会長及び副会長で構成し、会長がその部会長となる。
 - (2) 各部会(執行部会を除く。)に部会長を置くものとし、副会長の中から会長が指名する。
 - (3) 部会に属すべき委員は、常任幹事及び幹事の中から会長が指名する。
 - 3 部会は、各部会長が招集する。
 - 4 会長及び事務局長は、随時、部会に出席して意見を述べることができる。

第5章 会費等及び会計年度

(年会費)

第13条 本会員は、年会費として次に掲げる金額を納付するものとする。

- (1) 役員会員 年額5,000円
- (2) 一般会員 年額3,000円
- (3) 家族会員 年額2,000円(3人目以降年額1,000円)
- (4) 学生会員 年額2,000円(高校生以上とする。)
- (5) 法人会員 年額10,000円

- 2 会費は全額前納とする。

(運営経費)

第14条 本会の運営経費は、会費及び寄附金等をもってこれに充てる。

(負担金)

第15条 総会に出席する会員からは、総会負担金を徴収する。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年11月1日に始まり、翌年10月31日をもって終わる。

第6章 その他

(施行規定)

第17条 本会則第3条の目的を達成するため、施行規定を別に定める。

(その他)

第18条 本会則に定めのない事項の処理は、すべて役員会において行うものとする。

附 則

この会則は、平成3年11月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成6年11月12日から施行する。

附 則

この会則は、平成9年11月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年11月14日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年11月10日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年11月8日から施行する。